

第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

(平成29年3月策定)

Ⅲ 施策の展開 (修正)

令和3年3月

国分寺市

III 施策の展開

1 計画の基本理念

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

2 計画の目標

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念に沿って施策を推進するにあたり、目指す国分寺像として計画の目標を次のとおり定めます。

男女の人権を尊重し

だれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

※「男女の人権」……ひとくくりに「人権」の問題について取り扱うのではなく、「男らしさ」「女らしさ」といった社会通念や慣習から生じる人権の問題、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点から問題を強調するために、「男女の」としています。

3 計画の課題

課題1 男性中心型労働慣行の見直し

これまで日本企業で常態化してきた長時間労働，年功的処遇を前提とした働き方は，男性が子育て・家事・介護等に関わる機会を奪い，一方で女性の家庭での役割を固定化し，出産・子育てを機に退職せざるを得ない状況や，家計補助的な短時間・非正規雇用での就労にとどまる要因となっています。

男女が共に仕事と生活を両立しながら，その個性と能力を発揮して活躍するためには，長時間労働の削減等，男性中心型労働慣行を見直すことにより，男女が互いに責任を分かち合いながら仕事にも家事・育児・介護等にも携わり，地域活動や自己啓発などあらゆる場で活躍できる社会を目指す必要があります。

課題2 女性の活躍の場の拡大

女性が様々な場で活躍する社会の実現には，男女が性別による区別や制約なく活動し，健康で自立した生活を送ることができる環境が必要です。家庭における負担を軽減するための子育て・介護への支援や，育児・介護休業・休暇への理解促進，再就職への支援などを進めるとともに，男性の家事・育児・介護への参画促進，事業主に向けた啓発の促進などをより強化する必要があります。

また，組織の政策や方針を決定する場でより多くの女性が重要な役割を担うことにより，多様な価値を反映し，男性も女性も活動しやすい場を作ることができるよう，後押ししていくことも必要です。

課題3 男女平等意識の醸成

男女が共に活躍すること，性別に起因する暴力や人権侵害をなくすこと，どちらの実現にも，人々の意識の根底にある固定的な性別役割分担意識を解消し，男女平等意識を醸成することが重要です。様々な機会を捉えて男女平等の意識づくりを推進するとともに，男女平等の実現に向けた現状を具体的に「見える」ようにして公表することで，市，市民，事業者等すべてにおいて自主的な行動が波及していくよう取組を進める必要があります。

課題4 男女平等教育の充実

個人の考え方や意識の形成には家庭等の環境や受ける教育が大きく関わっており、特に人格形成期の子どもたちへの教育は、男女平等に関する意識に大きな影響を及ぼすことから、重要な役割を担っています。

教育に携わる者が男女平等の理念を理解し、一人一人が自立と思いやりの意識を育むことができるよう人権に関する教育を充実するとともに、性別による差別的な扱いを受けず、個人の意思や能力、適性により主体的に進路を選択することができるよう男女平等の視点を踏まえた教育・学習を推進することが重要です。

課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

男女平等社会の実現には、法制度の整備と並んで市民のジェンダーによる固定的な役割分担意識や性差別的な価値観を見直すことが重要な課題となります。

講座・講演会などの学習機会の提供や広報・情報誌などを通じた情報発信など広報・啓発活動をより多くの市民に届くよう効果的な手法で進めていく必要があります。また、男女平等に関する学習や交流の機会、活動の場の提供を目的に設置している男女平等推進センターを活用し、様々な機関や団体等と連携して男女平等に関する広報・啓発活動を推進する必要があります。

課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

心身に対する暴力によって他人を支配しようとする行為は、個人が尊重され、能力を発揮して生きることができるという基本的な権利を侵害することになります。暴力は、配偶者や恋人など親密な関係にある異性間であっても人権侵害であり犯罪行為です。

ドメスティック・バイオレンスや人権侵害行為の解決に向け、加害者も被害者も生まれないよう、暴力防止に関する啓発活動を強化するとともに、関係機関と連携した相談の充実、被害者に対する支援を継続的に進めていく必要があります。

4 計画の体系

【目標】

男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

課題

施策

課題 1

女性活躍推進計画

男性中心型労働慣行の見直し

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

(2) 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり

(3) 就労における男女平等の推進

課題 2

女性活躍推進計画

女性の活躍の場の拡大

(1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進

(2) 女性の就業支援

(3) 子育て・介護への支援

(4) 地域における男女共同参画

(5) 生活の安定と自立の促進

(6) 生涯にわたる健康支援

課題 3

男女平等意識の醸成

(1) 様々な分野における男女平等の意識づくり

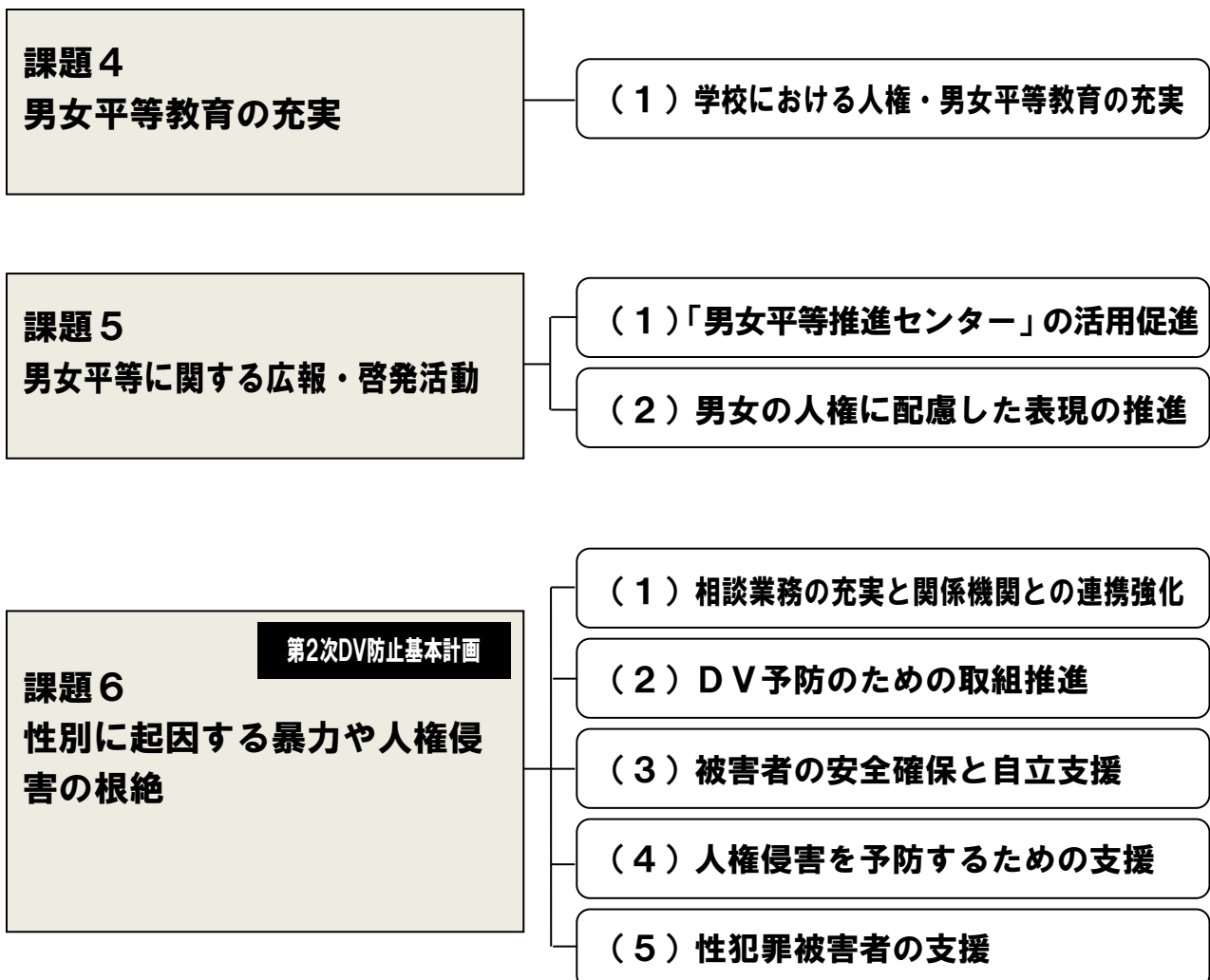
(2) ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消

(3) 男女平等事例の見える化

(4) たがいの性を理解し尊重する意識の醸成

課 題

施 策



*課題1と課題2は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」にあたるもので、「国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（女性活躍推進計画）」とします。

*課題6は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」にあたるもので、「第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（第2次DV防止基本計画）」とします。

5 事業展開

課題1 男性中心型労働慣行の見直し

女性活躍推進計画

【該当する SDGs: 5, 8】

施策

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり
- (3) 就労における男女平等の推進

施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

No.	事業名	事業内容	所管
1	ワーク・ライフ・バランスに関する 広報啓発活動	市報や情報誌，市ホームページ等による 広報啓発を行います。 男性が子どもと一緒に参加できる講座開 催等により，ワーク・ライフ・バランス について考える機会を提供します。	経済課
			人権平和課
2	庁内における ワーク・ライフ・ バランスの推進	子育てや介護などと仕事が両立できる 環境の充実を図ります。 休暇制度の周知や男性の育児休業の取 得率向上に努め，ワーク・ライフ・バラ ンスを推進します。	職員課
			人権平和課
3	庁内・事業者等 における長時間労働 削減の取組の促進	日常業務や業務分担の見直しを行い，特 定事業主行動計画と連動し，超過勤務の 縮減目標の達成に向け取り組みます。 市内事業者等に向けた広報啓発を行い， 長時間労働削減を推進します。	職員課
			経済課
			人権平和課

施策2 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり

No.	事業名	事業内容	所管
4	性別に関わらず家事・育児・介護をするための意識・環境づくり	講座開催等により、様々なスキルや支援の情報提供を行います。 性別に関わらず、多様な家族の実情に応じて、家事・育児・介護に積極的に携わることができる環境を整えます。	人権平和課
			健康推進課
			高齢福祉課
			子育て相談室
			子ども子育て事業課

施策3 就労における男女平等の推進

No.	事業名	事業内容	所管
5	事業者等へむけた男女共同参画・格差是正に関する広報啓発	市報・市ホームページや男女平等推進センター情報誌等の様々な媒体を通じ、各種制度や女性活躍推進法に基づく公開情報を紹介し、均等待遇に向けた事業主への理解を深めます。	経済課
			人権平和課

課題2 女性の活躍の場の拡大

女性活躍推進計画

【該当するSDGs: 3, 5, 8, 11】

施策

- (1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進
- (2) 女性の就業支援
- (3) 子育て・介護への支援
- (4) 地域における男女共同参画
- (5) 生活の安定と自立の促進
- (6) 生涯にわたる健康支援

施策1 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進

No.	事業名	事業内容	所管
6	附属機関の委員における性による偏りの解消	各課に対し広報啓発などのポジティブ・アクションを行います。 附属機関の特性を分析し詳細な目標値を設定することで、一方の性が原則として全体で4割を下回る審議会等や女性ゼロの審議会等をなくします。	政策経営課
			人権平和課
7	庁内や事業者等における積極的な女性の管理職登用及び参画推進	女性職員の管理職登用の妨げとなる要因を取り除き、特定事業主行動計画と連動した女性の管理職登用及び参画を推進します。 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を奨励し、事業者等における女性管理職の登用にむけた取組を促進します。	職員課
			経済課
			人権平和課
8	防災・災害時における政策・方針決定への女性の参画推進	防災会議等の防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。災害時には、女性の視点を取り入れた避難所運営を行える環境を整備します。	防災安全課

施策2 女性の就業支援

No.	事業名	事業内容	所管
9	女性のキャリア支援	庁内における女性管理職の登用を促進します。 キャリアプランの確立やマネジメント支援により、登用された女性をサポートします。	職員課
			人権平和課
10	子育て・介護等との両立を目指す女性の就業支援	結婚・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性や起業を目指す女性に対し、広報啓発や講座開催等による就業・起業支援を行います。 育児や介護と仕事の両立などをテーマとした労働セミナーの実施等により、職場環境の改善を推進します。また、就労支援地域連絡会によって関係機関と連携し、就労支援ネットワーク化を強化します。	経済課
			人権平和課
11	農業における女性の活躍推進	農業委員会等の意思決定の場への女性参画や「家族経営協定」の締結促進により、農業における女性活躍を推進します。	経済課

施策3 子育て・介護への支援

No.	事業名	事業内容	所管
12	子育てに関する総合的な支援・相談の充実	保育所等を整備し、待機児童解消を図るとともに、多様化する保育ニーズへ対応するため、保育従事者の負担に配慮しながら、各種の保育事業の充実に努めます。また、相談事業や情報提供を充実させ、子育て支援の充実に努めるとともに、放課後の子どもの居場所づくりの推進に努めます。	子ども若者計画課
			子ども子育て事業課
			子ども子育てサービス課
			子育て相談室
13	介護者への支援	介護保険制度等の適切な利用により介護負担を軽減します。 地域包括支援センターを中心とした講座や相談会の開催、介護人材の確保及び介護休暇の定着により、介護を社会全体で支える環境を整えます。	高齢福祉課

施策4 地域における男女共同参画

No.	事業名	事業内容	所管
14	男女共同参画の視点による市民活動の支援	市民のニーズに沿った男女共同参画講座を公民館や男女平等推進センター等で開催し、男女が共に地域活動に参加する機会をつくります。 広報啓発や団体活動の場の提供等により、誰もが活躍できる市民活動を支援します。	協働コミュニティ課
			人権平和課
			公民館課
15	地域活動への参画促進	自治会・町内会に関する広報を行い、多様な担い手による地域活動を促進します。また、地域活動については、誰もが参画できるよう広く意識啓発を行います。	協働コミュニティ課

施策5 生活の安定と自立の促進

No.	事業名	事業内容	所管
16	高齢者や障害者、日本語を母語としない女性への支援	高齢者や障害者、日本語を母語としない女性のニーズの把握や必要な支援を行い、誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりを推進します。	人権平和課
			障害福祉課
			高齢福祉課
17	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	相談事業の実施に加え、生活自立支援やホームヘルプサービス派遣により、ひとり親家庭の生活安定と自立を促進します。	生活福祉課
			子ども子育てサービス課
			子育て相談室

施策6 生涯にわたる健康支援

No.	事業名	事業内容	所管
18	生涯を通じた健康支援	広報啓発や講座開催等により、女性特有の疾病や健康上の課題について学ぶ機会を提供します。また、庁内関係課と連携した健康支援に取り組みます。	人権平和課
			健康推進課
19	妊産婦への支援	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを目指します。	健康推進課

課題3 男女平等意識の醸成

【該当するSDGs: 3, 4, 5】

施策

- (1) 様々な分野における男女平等の意識づくり
- (2) ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消
- (3) 男女平等事例の見える化
- (4) たがいの性を理解し尊重する意識の醸成

施策1 様々な分野における男女平等の意識づくり

No.	事業名	事業内容	所管
20	男女共同参画に関する情報・学習機会の提供	男女平等推進センターや公民館、図書館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消、国際社会の取組をテーマとした講座開催等により、市民が継続して学ぶ機会を提供します。自主的に活動する意思のある市民に対しては、活動支援を行います。	市政戦略室
			人権平和課
			子ども子育て事業課
			公民館課
21	職員の男女共同参画意識の醸成	職員意識をふまえた広報啓発や職員研修の実施により、職員の男女共同参画意識を醸成し、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。	職員課
			人権平和課

施策2 ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消

No.	事業名	事業内容	所管
22	ジェンダーについての理解促進	講座開催や市報・情報誌などを通じた広報啓発により、固定的な役割分担の解消及びジェンダーについての理解を促進します。	人権平和課

施策3 男女平等事例の見える化

No.	事業名	事業内容	所管
23	男女共同参画への取組の見える化	男女平等推進センターにおける取組に加え、国や都、他自治体の取組を効果的に発信し、市民の男女共同参画意識の向上を図ります。	人権平和課

施策4 たがいの性を理解し尊重する意識の醸成

No.	事業名	事業内容	所管
24	たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供	男女平等推進センターでの講座開催に加え、学校教育における人権尊重の視点に立った授業や、児童館での異年齢交流を通じ、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」を普及します。 性について正しく理解し、自分自身を守るための知識を身に付ける機会を提供します。	人権平和課
			子ども子育て事業課
			学校指導課
25	多様な性への理解促進 新規	幅広い世代にパートナーシップ制度を周知します。また、市民講座や職員・教職員研修、小中学校における授業等を通じた多様な性への意識啓発に取り組み、誰もが個人として尊重されるジェンダー平等を目指します。 平時から災害時における男女の性差や多様な性の課題について広報啓発を行うことで、市民理解や共助を促進します。	職員課
			防災安全課
			人権平和課
			学校指導課

課題4 男女平等教育の充実

【該当するSDGs：4, 5】

施策

(1) 学校における人権・男女平等教育の充実

施策1 学校における人権・男女平等教育の充実

No.	事業名	事業内容	所管
26	男女共同参画の視点をふまえた教育活動の推進	各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女共同参画意識を育む教育を地域社会と共に推進します。	学校指導課
27	性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導	職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を地域社会と共に育みます。	学校指導課
28	教職員への男女共同参画に関する研修の実施	教職員に対する男女共同参画意識を徹底し、教育の場における男女共同参画を推進します。	学校指導課
29	児童・生徒・教職員への男女共同参画意識の啓発	男女平等推進センターにおいて啓発資料を作成し、若年期からの意識啓発に取り組みます。 学校教育の場においても、男女平等推進センター等の資料を活用し、児童・生徒の意識醸成を図ります。	人権平和課
			学校指導課

課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

【該当するSDGs:4, 5, 16】

施策

- (1)「男女平等推進センター」の活用促進
- (2)男女の人権に配慮した表現の推進

施策1 「男女平等推進センター」の活用促進

No.	事業名	事業内容	所管
30	男女平等推進センターの周知と機能充実	市民にとって身近な拠点となるよう「男女平等推進センター」を幅広い世代に周知します。また、男女共同参画社会実現のための広報啓発や相談事業等により、機能充実を図ります。 啓発活動等の実施にあたっては、施設内にとどまらず、他の公共機関等と連携し、より多くの市民に情報を届けます。	人権平和課

施策2 男女の人権に配慮した表現の推進

No.	事業名	事業内容	所管
31	メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実	様々なメディアが発信する情報を見極め、能動的・批判的に読み解く力、必要な情報を活用する能力をつけるための学習を推進・支援します。 また、インターネット上の人権侵害の防止に向け、SNS等の具体的な事例を示すことで正しい理解の啓発に取り組みます。	人権平和課
			学校指導課
			公民館課
32	男女共同参画の視点による表現の推進	「男女平等の視点による表現のガイドライン」の活用を促進します。 市が情報を発信する際には、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現を推進します。	市政戦略室
			人権平和課
			公民館課

課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

第2次DV防止基本計画

【該当するSDGs: 4, 5, 10, 16】

施策

- (1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化
- (2) DV予防のための取組推進
- (3) 被害者の安全確保と自立支援
- (4) 人権侵害を予防するための支援
- (5) 性犯罪被害者の支援

施策1 相談業務の充実と関係機関との連携強化

No.	事業名	事業内容	所管
33	相談・支援事業の充実	男女平等推進センターにおいてDV相談に対応します。 DVやストーカー等に加え、多様な性に関する相談・支援先についても周知し、相談員のスキル向上に取り組みます。	人権平和課
34	関係機関の連携強化と二次被害の防止	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じ、適切に対応します。 関係機関と連携し、二次被害の防止や被害者の手続負担軽減に取り組みます。	人権平和課
			健康推進課
			生活福祉課
			障害福祉課
			高齢福祉課
			子育て相談室

施策2 DV予防のための取組推進

No.	事業名	事業内容	所管
35	広報啓発活動による暴力予防	講座やオンライン等を活用した広報啓発により、DVのメカニズムや背景・実態などについて、市民や関係機関等の理解を促進します。	人権平和課
36	若年層に向けたDV・デートDVについての広報啓発	近隣大学との連携を図るとともに、児童館等での講座開催や学校教育を通じ、若年層がDVやデートDVについて主体的に考える機会を提供します。 また、ストーカーやデートDV加害者等にならないための意識啓発を行います。	人権平和課
			子ども子育て事業課
			学校指導課
37	学校教育における暴力予防に関する教育	学校教育を通じ、どのような理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。	学校指導課

施策3 被害者の安全確保と自立支援

No.	事業名	事業内容	所管
38	DV・虐待等の被害者・子どもの安全確保と心身に対するケアの対応	子どもの健診，学校・保育園等での生活や相談対応を通じ，DV・虐待被害者を早期発見します。また，被害者や被害者の子どもに配慮した適切な支援を行います。 一時保護に対応できる制度や環境を整備し，保護を求める被害者の安全を確保します。	契約管財課
			人権平和課
			健康推進課
			生活福祉課
			子ども子育て事業課
			子育て相談室
学校指導課			
39	DV・虐待等の被害者支援における情報管理の徹底	住民基本台帳のほか，国民健康保険，介護保険，児童手当など，住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において情報管理を徹底します。	市民課
			人権平和課
			保険年金課
			高齢福祉課
40	高齢者や障害者，日本語を母語としない被害者への配慮	高齢者や障害者，日本語を母語としない被害者に配慮した情報提供を行い，適切な支援を行います。	子ども子育てサービス課
			人権平和課
			障害福祉課
41	被害者の自立支援	各種制度の活用や関係機関との連携により，被害者の自立や心理的な安定，回復を支援します。	高齢福祉課
			人権平和課
			生活福祉課

施策4 人権侵害を予防するための支援

No.	事業名	事業内容	所管
42	ハラスメントの防止の取組	様々な機会を通じて職員に意識啓発を行い、庁内のハラスメント根絶を目指します。また、市民・事業者に対する広報啓発を行い、ハラスメントの防止を図ります。	職員課
			人権平和課
43	災害時の人権侵害防止 新規	災害時に人権侵害が起きることのないよう、平常時から人権に関する広報啓発に取り組みます。また、避難所での防犯対策や個別支援、相談窓口を開設するための体制を整えます。	防災安全課
			人権平和課

施策5 性犯罪被害者の支援

No.	事業名	事業内容	所管
44	性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動	性犯罪被害者が躊躇せず被害を訴えることができるよう、性犯罪は許されないものであることを、若年層を含めた幅広い世代に広報啓発します。また、性犯罪にあたる行為を明示し、性犯罪被害の潜在化防止に努めます。	人権平和課
			子育て相談室
			学校指導課
45	性犯罪・性暴力被害の相談窓口の整備 新規	女性に加え、男性や多様な性も含めた性犯罪・性暴力被害（ストーカー・痴漢等）について、誰もが利用しやすい相談窓口を整備します。また、必要とされる支援が届きやすい環境を整備するとともに、関係機関との連携を進めます。	人権平和課
			生活福祉課
			学校指導課

IV 資料

IV 資料

1 用語解説

SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことをいいます。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。（※詳細はIV資料P 56・57 に記載）

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を表します。

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事，女は家庭」「男性は主要な業務，女性は補助的業務」等のように，男性，女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

ジェンダー（社会的性別）

生まれつきの生物学的性別「セックス（sex）」と異なり，社会通念や慣習の中にある男性像，女性像など社会によってつくられた性別をいいます。ジェンダーが性差別や性別による固定的な役割分担，偏見などにつながっている場合もあり，これらが社会的につくられたものであることを意識していくことが大切です。

ストーカー

同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを指します。「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」では，特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で，その特定の者又はその家族などに対して行う行為を規定し，規制しており，平成28年の改正でSNSを用いたメッセージ送信等の行為も規制の対象になりました。

性的マイノリティ

「出生時に判定された性別と性自認が一致し，かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人々のことをいいます。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感を与えることや、相手の生活環境を害する行為をいいます。また、そのような言動に不快感などを示した相手に対して、自分の地位や立場を利用してさらに不利益を与える行為も含まれます。

デートDV

恋人同士など、親密な関係にある若者の間で起こる暴力のことをいいます。貸したお金を返さないなどの経済的暴力、セックスを強要する・避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話等を勝手に見る、大声でどなる、友人関係を制限するなどの精神的暴力などの行為が若年者においても起きており、将来、夫婦間の深刻なDVにつながる可能性があるといわれています。

DV防止連絡会（国分寺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する連絡会）

DV被害者に関連のある相談や窓口の部署の担当者の連携を進めるため、国分寺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する連絡会設置要綱に基づき連絡会を設置し、連携に関わる情報交換や職員研修を行っています。必要に応じて市外の関係機関に参加を呼びかけています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者の間で起きる、殴る、けるなどの身体的暴力や、暴言をはくなどの精神的な暴力、性的強要や自由に使えるお金を一切渡さないなどの経済的に苦痛を与える行為のことをいいます。

パートナーシップ制度

互いにパートナーであることを約するパートナーシップ宣誓書を提出した一方又は双方が性的マイノリティである2人に対し、宣誓書受領証を交付する制度です。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます（男女共同参画社会基本法第2条第2号より）。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となります。

メディア・リテラシー

様々なメディアが発信する情報を見きわめ、理解・活用する能力を指します。情報を能動的・批判的に読み解く能力、メディアにアクセスして必要な情報を引き出し活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力が含まれます。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。中心概念は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期や更年期における健康上の問題などについても議論されています。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。ワーク・ライフ・バランスの実現は、就労の場をはじめさまざまな場で性別にかかわらず個人の能力を発揮できる社会を実現する上で非常に重要な課題となっています。

2 SDGsについて

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015)年9月にアメリカ合衆国・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された国際目標です。

SDGs(持続可能な開発目標)は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むことにより、「誰ひとり取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すもので、17のゴール(国際目標)・169のターゲットが掲げられています。

日本では【持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す】ことをビジョンとする「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針(平成28(2016)年12月22日)SDGs推進本部決定」を定め、国全体での取組を推進しています。

その中で、地方公共団体においても、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映し、SDGs達成に向けた取組を促進していくことが求められており、第2次国分寺市男女平等推進行動計画においてもこの取組を進めていきます。

【SDGs 17のゴール(国際目標)】

「※外務省が日本語訳したもの(関係各省庁においても同訳を引用)」

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>

 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12 つくる責任つかう責任</p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリ シップで 目標を達成しよう</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

3 関係法令等

- ・ 国分寺市男女平等推進条例
- ・ 国分寺市男女平等推進協議会設置規程
- ・ 国分寺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する連絡会設置要綱
- ・ 国分寺市母子・女性緊急一時保護事業実施規則
- ・ 国分寺市母子・女性緊急一時保護費支給規則
- ・ 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等を受けている者に係る住民基本台帳の閲覧等の取扱いに関する要綱
- ・ 国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例
- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

4 国分寺市男女平等推進委員会委員名簿

氏 名	所 属 等	選出区分
富 永 順 子	国分寺カウンセリング勉強会	1号委員 (男女平等社会 の実現に向けて 活動している団 体の代表)
横 田 砂 恵 子	こくぶんじ性と生をまなぶかい	
若 島 礼 子	国際ソロプチミスト国分寺	
河 邊 さ ち 子		2号委員 (公募市民)
筒 井 隆 志		
細 川 紀 人		
甲 斐 田 き よ み	文京学院大学准教授	3号委員 (識見を有する 者)
重 松 靖	元国分寺市立第二中学校校長	
橋 本 恭 子	津田塾大学非常勤講師	

5 国分寺市男女平等推進協議会・専門委員会名簿

(1) 国分寺市男女平等推進協議会委員

役 職	氏 名
副市長 (会長)	橋本 正之
市民生活部長 (副会長)	小川 恵一郎
政策部長	藤原 大
総務部長	志村 国光
健康部長	鈴木 佳代
福祉部長	横川 潔
子ども家庭部長	可児 泰則
教育部長	一ノ瀬 理

(2) 国分寺市男女平等推進専門委員会委員

所 属	氏 名
政策部政策法務課	◎柳井 幸
政策部財政課	佐藤 大河
総務部秘書課	平原 直樹
市民生活部経済課長	柳澤 優次
市民生活部スポーツ振興課	○秋山 大輔
健康部地域共生推進課	増井 志保里
福祉部生活福祉課	石井 孝昌
福祉部高齢福祉課	藤井 由梨江 (令和2年9月30日まで)
	杉本 靖子 (令和2年10月1日から)
子ども家庭部子ども若者計画課	木村 美夏子
子ども家庭部子育て事業課	小倉 亜希
教育部教育総務課	松尾 聖子
教育部学務課	池田 幸恵
教育部社会教育課	清水 勇樹
教育部ふるさと文化財課	田中 優希

◎…委員長 ○…副委員長

6 第2次国分寺市男女平等推進行動計画施策事業見直しの経過

年 月	内 容
令和2年8月～9月	「男女平等推進に関する市民意識調査」実施 調査対象：市内在住の満18歳以上の男女各1,500人 調査方法：郵送による配布，郵送回収またはウェブ 回答 回収状況：1,006票（有効回収率33.5%） （うちウェブ回答は198票）
令和2年10月	「男女平等推進に関する市民意識調査報告書」公表
令和2年10月～12月	国分寺市男女平等推進委員会，男女平等推進協議会，男 女平等推進専門委員会より意見聴取
令和3年3月	第2次国分寺市男女平等推進行動計画施策策定

第2次国分寺市男女平等推進行動計画
施策事業見直し

発行日 令和3年3月
発行 国分寺市
編集 市民生活部人権平和課
〒185-0034
東京都国分寺市光町一丁目46番地8
電話：042-573-4378